

08	京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院 医の倫理委員会 作業手順書	2013年7月8日発効 2014年1月20日一部改訂 2014年7月16日一部改訂 2015年2月9日改訂審査 (2015年4月1日施行) 2015年12月1日全部改訂 2015年12月14日一部改訂 2015年12月20日一部改訂 2021年6月30日一部改訂
迅速審査に関する手順		

1. 医の倫理審査委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院医の倫理委員会内規第5条第3項に基づき迅速審査を行うことができる。

- (1) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- (5) その他、医の倫理委員会が定める事項

2. 迅速審査を行った場合には、その審査結果を委員長に報告するものとする。なお、迅速審査を担当する者は、必要と認める事案については理由を付した上で、委員長に対し改めて医の倫理委員会において審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、医の倫理委員会を速やかに開催し、当該事案について審査することとしなければならない。

3. 前項の規定により医の倫理委員会において審査するものを除き、審査結果は審査が行われたその後初めて開催される医の倫理委員会に報告するものとする。

附則

本手順書は、2015年4月1日より施行する。

医の倫理委員会承認日：2015年2月9日

附則

本手順書は、2015年12月1日より施行する。

医の倫理委員会承認日：2015年12月1日附則

附則

本手順書は、2015年12月14日より施行する。

医の倫理委員会承認日：2015年12月14日

附則

本手順書は、2015年12月20日より施行する。

医の倫理委員会承認日：2015年12月20日

附則

本手順書は、2021年6月30日より施行する。

医の倫理委員会承認日：2021年6月14日